

令和 5 年第 1 回定例会くらし安全防災局長答弁要旨

2 月 24 日 代表・一般 質問

くさか 景子 議員

(会派 立憲民主党・民権クラブ)

質問番号 2 (2)

(質問要旨)

2 命と暮らしを守る取組について

(2) エスカレーターの安全利用について

日本エレベーター協会の機関紙によると、全国のエスカレーターで、歩行によりつまずいて転倒するなどの「乗り方不良」による事故は、2018年1月～2019年12月の間で805件となっている。

埼玉県では、令和3年に「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が施行されたほか、名古屋市でも施行化の動きがあると聞いている。鉄道事業者等も事故防止のため、立ち止まって利用するようアナウンスをしたり、ポスターを掲示するなど、様々な対策を講じているが、定着していないという実態がある。

そこで、エスカレーターの安全な利用について、鉄道事業者等の設置事業者と連携・協力して、利用者に対する、普及啓発や注意喚起等を行う必要があると考えるが、県ではこれまでどのように取り組んできたのか また今後どのように取り組むのか併せて見解を伺う。(くらし安全防災局長)

(くらし安全防災局長答弁)

くらし安全防災局長関係のご質問にお答えします。

エスカレーターの安全利用についてお尋ねがありました。

エスカレーターで一度事故が発生すると、深刻な事態をもたらす可能性があります。本県でも、過去には子供が負傷する事案が発生しており、適切な利用方法を周知する事は、利用者の安全を確保する観点からも大切です。

そのため、県は、消費者庁の作成したハンドブックなどの啓発資料を活用した普及啓発を行ってきました。

特に事故に巻き込まれやすい、子供の安全対策について、具体的な事例を示しながら、留意すべきポイントを明示し、県のホームページやツイッターなどで、注意喚起を行っています。

また、令和2年度には、九都県市が連携し、デジタルサイネージ等での注意喚起など、広報活動を実施したほか、鉄道事業者と連携した「エスカレーター『歩かず立ち止まろう』キャンペーン」を展開しました。

今後も、ホームページやツイッターによる注意喚起を一層充実さ

せるほか、毎月発行する「かながわ消費生活注意・警戒情報」の3月号に、エスカレーターの安全利用の呼びかけを掲載し、市町村や消費者団体を通じて周知徹底を図ります。

また、エスカレーターを運用・管理する事業者との連携も重要です。

そこで、市町村や交通、商業関係の事業者で構成する協議会などを活用し、安全利用に係る効果的な取組について、意見を伺うとともに、啓発の充実をお願いしたいと考えています。

県は、こうした取組を通じて、エスカレーターの安全な利用に関する普及啓発の充実を図り、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

(要望)

エスカレーターでは、右側にしか立てない方や、歩行が困難な方からの声が、私にも様々届いている。関東ではエスカレーターの左側に立ち右側を歩くという状況にいつからかなっているが、私の出身地である名古屋では両側立ちだったので、忙しい人がいるものだと思う。

九都県市で『歩かず立ち止まろう』キャンペーンをやっていたにも関わらず、状況に変化がないことから、現状を何とかしたいと思っているので、県としてもエスカレーターの安全利用については、鉄道事業者等とも連携しながら進めていただきたい。